

令和6年第4回網走市教育委員会会議録

令和6年3月28日（木）午後1時30分 市議会委員会室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 富永 雄一 ・ 中山 真弓 ・ 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲
教育長 岩永 雅浩

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 網走市立学校に係る部活動の方針の一部改定について【公開】【原案可決】
議案第2号 網走市学校運営協議会委員の任命について【公開】【原案可決】
議案第3号 網走市教育委員会職員の任免について【公開】【原案可決】
報告第1号 網走市教育委員会職員の任免について【公開】【報告承認】
報告第2号 令和6年4月1日付校長・教頭人事について【公開】【報告承認】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長 北 村 幸 彦
学校教育部次長 大 垣 正 紀
学校教育課長 高 橋 善 彦
学校教育課参事 里 見 達 也

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 小 澄 晃

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

岩永教育長

それでは、ただいまから令和6年第4回網走市教育委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育委員4名と教育長が出席をしております。

本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

次に、令和5年第9回から第10回教育委員会と令和5年第6回から第8回臨時教育委員会会議録につきまして、記載した事項に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

(「ありません」との発言あり)

特になければ、会議録は調整のとおり承認することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。議案第1号「網走市立学校に係る部活動の方針の一部改定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

里見学校教育課参事 議案書の1ページから3ページ、ならびに教育委員会資料の1ページをご覧ください。

ただいまご上程いただきました議案第1号「網走市立学校に係る部活動の方針の一部改定について」ご説明申し上げます。

議案書の2ページ、一部改定概要をご覧ください。

1の改定の趣旨でございますが、都道府県及び学校設置者は、国のガイドラインに則り、学校部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な取組に関する方針を策定することとされておりまして、本市におきましても平成31年2月に、現行の部活動の方針を策定しております。

この、市としての部活動の方針内容に則り、各中学校がそれぞれ自校における「学校の部活動に係る方針」を策定し、部活動を実施しているという状況でございます。

このたび、国のガイドライン及び北海道の方針の内容改定を受けまして、本市の方針についても所要の改定を行うものでございます。

2の改定の内容でございます。

今回の方針改定は、大きく分けて3点ございます。1点目は、方針名称の変更です。本市における部活動の方針が、北海道が定める方針に準じた内容であることがより明確となるよう、北海道の方針名称にならい「網走市立学校における部活動の在り方に関する方針」に改めようとするものです。

2点目は、これまで市の方針において定めてきた活動時間の特例の廃止で

す。下の四角で囲った表をご覧ください。

改定前の方針においては、部活動の活動時間として「平日は2時間程度」、「休業日は3時間程度」、「週あたり活動時間は11時間程度」という国の基準に加えて、中体連などの大会出場前の1か月以内の期間などには、活動時間の上乗せを可能としていたこと、また、冬の積雪期に活動が制限される部活動や、主に冬に行われる部活動については、その活動時間を年平均に慣らして活動時間や休養日設定ができる特例がありました。

この特例措置は、現行の方針を策定した平成31年2月時点において、北海道の方針においても同様に特例として定められていたものです。しかし、その後、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が新たに策定したガイドラインにおいて、改めて都道府県においても国のガイドラインに沿った内容で部活動方針を改定するようにとの働きかけがあり、令和5年4月より北海道の方針からこの特例措置が廃止されていたところです。

地域特例措置の廃止は、端的に申し上げれば学校における部活動の活動時間を短縮することであり、同じ部活動であっても各市町村間で活動時間に不公平感が生まれることは好ましくないのでは、という見方もあり、北海道の方針改正以降、これまで道内市町村の見直し状況を注視してきたところです。

本年1月に開催されました「オホーツク管内教育委員会協議会教育長部会」において、本件について協議がなされまして、道内において部活動方針の見直しが進んでいないのがオホーツク管内と釧路管内の郡部の2つのエリアのみであること、また部活動中のオーバーワークによる生徒の健康被害の防止、指導にあたる教職員の働き方改革の推進という観点からも、管内市町村で足並みを揃え、部活動方針の改定を進めるべきとの意見が示されたことから、当市においても今回この特例を廃止することとしたものでございます。

議案書の3ページをご覧ください。3点目は国のガイドライン改定による文言等の修正です。改定前の方針において引用していた国のガイドライン名称の修正や、資料に記載の①から③に関する文言の追加、その他細かな字句表現の修正などを行っております。

本方針の改定内容の適用年月日につきましては、令和6年4月1日からとしようとするものでございます。

議案資料の1ページからは、今回の改定にかかる新旧対照表を添付しております。細部の説明については割愛させていただきますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

なお、本方針の改定内容につきましては、素案の作成段階より網走市校長会と連携を図っており、今月上旬に開催した校長会、教頭会においてあらかじめ説明を行い、事前に了承を得ていることについて、ご報告させていただきます。

私からの説明は以上です。

岩永教育長 ただいま、議案第1号につきまして提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐々木委員 今回、網走市で改定するとのことですが、先の説明の中でまだオホーツク管内の方と釧路管内の方の郡部で一部変えていないというところがあるとのことですが、大体は今年度もしくは次年度にかけて、みんな足並みを揃えて変えていくような方向なのでしょうか。

里見学校教育課参事 オホーツク管内の市町村につきましては、進んでいないところ、既に着手しているところなど若干のばらつきがございますが、当市と同様に令和6年4月当初から適用することで進んでいる市町村もございますし、令和6年度中には改定するということでも伺っております。

また、先ほど例示にありました釧路管内の郡部について、だいたいは釧路町等と思いますが、そちらにつきましても令和6年度中の改定を進めていると情報を受けております。

佐々木委員 ありがとうございます。

富永委員 確認なのですが、これは学校の部活動に関してのみ、一般で言うスポーツクラブ、サッカー少年団等は含めないというような考えでよろしいでしょうか。

里見学校教育課参事 この方針につきましては、表題にあるとおり、学校における部活動ということになります。

今後につきましては、富永委員が今おっしゃられたように地域の活動においても進めていくというような文言も含まれておりますが、今回の活動時間は学校部活動にかかるものとなってございます。

富永委員 わかりました。

中山委員 特に吹奏楽部なのですが、オホーツク管内において令和5年の4月から廃止になったと先ほどおっしゃっていたのですが、この話題が前にもちあがったときに、網走と北見において、北見のほうがやはり力を入れすぎていて、吹奏楽部に対しては網走より日数や時間が多いということが懸念され

ていた時期があったのですが、今の時点では北見は4月1日から適用なのかもしくはもう始めてらっしゃるのか、それがもしわかれば教えていただきたいです。

里見学校教育課参事 北見市の方針につきましては、当市と同じく令和6年4月1日からの改定と伺っております。

改定作業につきましては、北見のほうが先に早く着手をしております、本年1月頃には各学校の方に4月1日からの改定ということで通知をしていると伺っております。

中山委員 それは、遠軽もでしょうか。

里見学校教育課参事 遠軽町につきましては、今手元に資料はございませんが、同じように改定適用ということで伺っております。

中山委員 わかりました。

池田委員 この活動時間の上限時間の改定というのは、今後保護者を通じてといいますか、何かアナウンスはされるものなののでしょうか。

里見学校教育課参事 この改定につきましては、今回は大会前の練習時間の上乘せがなくなったというような改定になりますけれども、本日の教育委員会でご決定いただいた後、各学校を通じて保護者に通知をするよう進めてまいりますし、市の公式サイトの方でもこの改定について情報提供していきたいと思っております。

池田委員 その際、規定的に「2時間程度」というような書き方となっているので、表現の仕方として2時間ではなくて「2時間程度」というのをきちんと明記したほうが、2時間以上やっているからどうだとかって話にならないように、そこらへんを伸びしろをつけてやっていただけたらと思います。

里見学校教育課参事 今、池田委員からおっしゃられたように、表現につきましてはこの資料では2時間、3時間というような書き方をしておりますが、公式の本編のほうには「2時間程度」という書き方をしておりますので、通知についても配慮していきたいと思っております。

岩永教育長 他にはいかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第2号「網走市学校運営協議会委員の任命について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

高橋学校教育課長 議案書の4ページから12ページをご覧ください。
ただいま、ご上程いただきました議案第2号「網走市学校運営協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

この協議会は、網走市学校運営協議会規則に基づき、任期を2年として設置されているところでございますが、このたび5ページの西が丘小学校と第五中学校、6ページの東小学校と白鳥台小学校と第四中学校の学校運営協議会は、校長の人事異動の任命とPTA役員や地域関係者の交替による解任を行うもので、任期は前任者の残任期間の令和7年3月31日までとなっております。

次に、7ページの南小学校、8ページの中央小学校と西小学校と第二中学校、9ページの網走小学校、10ページの潮見小学校、11ページの第一中学校、12ページの第三中学校の学校運営協議会は、2年の任期が令和6年3月31日までとなっておりますので、今回、全員改選しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長 ただいま、議案第2号につきまして提案理由の説明がございました。
これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思えます。

佐々木委員 細かいところで、8ページの任命予定者3番の菅原 英治さんの「えい」の字が間違っています。
栄養の栄ではなく、英語の英です。
また、その隣の9ページの任命予定者、1番の波岡英治さんの「なみ」は、これじゃないほうの「波」です。
お名前間違いがないように、お願いいたします。
それと、11ページの第一中学校と9ページの網走小学校との両方に鴻巣 直樹さんが重複して入っていますが、これは別に問題はないということではなかったですか。

高橋学校教育課長 特段、掛け持ちをしてはいけないというような規則は決めておりませんの

で、ご本人もしくは学校運営協議会の方でいいということであれば問題ないのかと思います。

佐々木委員 ご回答ありがとうございます。

岩永教育長 他には。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、ないようですので、お諮りをいたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「ありません」との発言あり）

それでは、異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第3号「網走市教育委員会職員の任免について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

高橋学校教育課長 議案書の13ページから14ページをご覧ください。

ただいま、ご上程いただきました議案第3号「網走市教育委員会職員の任免について」ご説明申し上げます。

共同調理場関係でございますが、学校給食の共同調理場につきましては、網走市学校給食共同調理場管理規則により校長を場長に、教頭を次長に任命することになっております。

まず、解職の関係では、表の上から順番に向陽ヶ丘地区共同調理場 場長の可児校長、桂ヶ岡地区共同調理場次長の白川教頭、潮見地区共同調理場次長の宮崎教頭が転出しますことから、網走市教育委員会職員を解き、それぞれの場長、次長の職を解くこととなるものでございます。

次に、任命の関係では、校長、教頭の転入により、向陽ヶ丘地区共同調理場の場長に伊井校長、桂ヶ岡地区共同調理場次長に小中教頭、潮見地区共同調理場次長に加賀谷教頭を、それぞれ教育委員会職員に任命するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長 ただいま、議案第3号につきまして提案理由の説明がございました。

これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたい
と思います。

(「ありません」の声あり)

それでは、ないようですので、お諮りをいたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」との発言あり)

それでは、異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、報告第1号「網走市教育委員会職員の任免について」を上程いたし
ますので、事務局の説明をお願いします。

高橋学校教育課長 議案書の15ページから16ページをご覧ください。

ただいま、ご上程いただきました報告第1号「網走市教育委員会職員の任
免について」ご説明させていただきます。

このたび、令和6年4月1日付の人事異動の発令がございました。教育委
員会関係では、教育委員会の職を解かれ、市長部局に発令された一般職員
が5名、市長部局から教育委員会職員に任命された一般職員が6名でござ
います。
報告は以上でございます。

岩永教育長 ただいま、報告第1号につきまして事務局からの報告がございました。
これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたい
と思います。

(「ありません」の声あり)

それでは、ないようですので、報告第1号について、報告のあったとおり
承認することとします。
次に、報告第2号「令和6年4月1日付校長・教頭人事について」を上程
いたしますので、事務局の説明をお願いします。

高橋学校教育課長 ただいま、ご上程いただきました報告第2号「令和6年4月1日付校長・
教頭人事について」でございますが、3月7日の第3回教育委員会でご承
認いただきました校長・教頭の内申につきまして、議案書の18ページから

19ページに記載のとおり発令されましたので、ここにご報告させていただきます。

報告は以上でございます。

岩永教育長

ただいま、報告第2号につきまして事務局からの報告がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思えます。

(「ありません」の声あり)

それでは、ないようですので、報告第2号について報告のあったとおり承認することとします。

以上で、本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

(「ありません」との声あり)

それでは、ないようですので、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

【午後1時53分 終了】